

介護サービス事業者 自主点検表

(令和3年4月改定基準)

指定地域密着型通所介護

| | |
|---------|----------|
| 点検年月日 | 令和 年 月 日 |
| 事業所番号 | |
| 事業所名 | |
| 担当者職・氏名 | |

<記入について>

- 指定地域密着型事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。
- 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- 備考欄（確認資料等）には確認事項が確認できる書類を記載してください。
例) 重要事項説明書等

<その他>

- この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- 実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 基本方針 | 3 |
| 2. 人員に関する基準 | 4 |
| 3. 設備に関する基準 | 10 |
| 4. 運営に関する基準 | 12 |
| 5. 共生型地域密着型通所介護に関する基準 | 36 |
| 6. 療養型地域密着型通所介護に関する基準 | 37 |
| 7. 変更の届出 | 46 |
| 8. その他 | 47 |

(1) 運営編

| 項 目 | 確 認 事 項 | 備 考 欄 (確認資料等) |
|---------------------|--|------------------|
| 第1 基本方針 (1) 一般原則 | ①利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> | |
| | ②事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> | |
| | ③利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。令和6年4月1日から義務化。） <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> | |
| | ④サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <p>※介護保険等関連情報とは、次に掲げる事項に関する情報のことです。</p> <p>(1) 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項</p> <p>(2) 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項</p> | |
| | ⑤指定密着型サービスの事業の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者を使用し、又はこれらの者を運用に関与させていませんか。 <div style="text-align: right;">いない ・ いる</div> | |
| (2) 基本方針 | ①指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機 | |

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| | <p>能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |
| <p>第2人員に関する基準 (1) 基本事項</p> | <p>※「常勤」(用語の定義)とは・・・ 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が「産前産後休業」、「母性健康管理措置」、「育児休業」、「介護休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことができます。</p> <p>※事業者によって行われる通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>※「専ら従事する・専ら提供に当たる」(用語の意義)とは・・・ 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> | |

| | | |
|-----------------|--|--|
| <p>(1) 基本事項</p> | <p>※「常勤換算方法」(用語の定義)とは・・・</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、「母性健康管理措置」又は「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。</p> <p>※指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>(2) 午前と午後とで別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合。</p> <p>また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定地域密着型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。</p> <p>※8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。</p> | |
|-----------------|--|--|

| | | |
|------------------|--|--|
| <p>(1) 基本事項</p> | <p>※生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業員の員数は問いません。</p> <p>※利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定地域密着型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。</p> <p>従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定地域密着型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合であって、それぞれの指定地域密着型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、2単位となり、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上、午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。</p> <p>※同一事業所で複数の単位の指定地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。</p> | |
| <p>(2) 生活相談員</p> | <p>①指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。（精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士）</p> | |

| | | |
|----------|--|--|
| | <p>※生活相談員については、単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になります。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）をいいます。</p> <p>※確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式 ➡提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数</p> <p>例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を6時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（勤務延時間数）を、提供時間帯の時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は8時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> | |
| (2)生活相談員 | <p>※地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間 (2) 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間 (3) 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。</p> | |

| | | |
|----------|---|--|
| | <p>なお、生活相談員の事業所外での活動に関しては事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。</p> | |
| (3) 看護職員 | <p>①指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。</p> <p>※ 定員（同時にサービス提供を受けられる利用者数の上限）が11人以上の事業所のみ</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>②看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいますか。</p> <p>(1) 看護師 (2) 准看護師</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ってください。</p> <p>※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとします。</p> <p>なお、「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。</p> <p>この場合、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要があります。</p> | |
| (4) 介護職員 | <p>①指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。利用定員が10人以下である場合は看護職員及び介護職員）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（「提供単位時間数」という。）で除して得た数が</p> <p>利用者の数が</p> <p>(1) 15人までの場合・・・1以上</p> | |

| | | |
|-------------------|--|--|
| <p>(4) 介護職員</p> | <p>(2) 16人～18人の場合・・・15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>②指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員（利用定員が10人以下である場合は看護職員又は介護職員）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※介護職員については、単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出されます。なお、ここでいう「提供時間数」とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。</p> <p>※確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式</p> <p>(1) 利用者数15人まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 <p>(2) 利用者数16人～18人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝ ((利用者数-15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数 <p>※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数</p> <p>例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、(18-15) ÷ 5 + 1 となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず $5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となります。</p> | |
| <p>(5)機能訓練指導員</p> | <p>①機能訓練指導員を1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とします。</p> <p>②機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。</p> <p>ア 理学療法士</p> <p>イ 作業療法士</p> | |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| <p>(5)機能訓練指導員</p> | <p>ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。</p> <p>ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p> | |
| <p>(6)常勤職員の配置</p> | <p>①生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| <p>(7)管理者</p> | <p>①事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 (2) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合は、管理業務に支障があると考えられます。</p> | |
| <p>第3設備に関する基準 (1)設備及び備品等</p> | <p>①設備は、専ら指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。</p> | |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| <p>第3設備に関する基準 (1)設備及び備品等</p> | <p>② 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※消防法その他の法令等に規定された設備を示しています。</p> | |
| <p>(2)食堂及び機能訓練室</p> | <p>①食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。</p> <p>※狭隘（きょうあい）な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。</p> <p>※指定地域密着型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービスに支障がない場合は、施設基準上両方のサービスに規定があるものは共用可能です。</p> <p>ただし、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室と、指定地域密着型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合は、以下の条件に適合する必要があります。</p> <p>(1) 当該部屋等において、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業所及び併設される各事業所の機能訓練室等として使用される各区分が、各設備基準を満たすこと</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>なお、設備を共有する場合、指定地域密着型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じ、衛生管理等に一層努めることとします。</p> | |
| (3) 相談室 | <p>①相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (4) 宿泊サービス | <p>①指定地域密着型通所介護の提供以外の目的で、指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>②宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を埼玉県に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>③届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>④「吉川市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿って、宿泊サービスの提供はされていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| <p>第4 運営に関する基準 (1) 内容及び手続きの説明及び同意</p> | <p>①サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) 運営規程の概要 (2) 従業者の勤務体制 (3) 事故発生時の対応 (4) 苦情処理の体制 (5) 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</p> | |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| <p>(1) 内容及び手続きの説明及び同意</p> | <p>②わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。 いる ・ いない</p> <p>※同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※利用申込者または家族からの申し出があった場合には、文書の交付に代えて、重要事項を電磁的方法により提供することもできます。</p> <p>※従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> | |
| <p>(2) 提供拒否の禁止</p> | <p>①正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 いない ・ いる</p> <p>※特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。</p> <p>※サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 (3) その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p> | |
| <p>(3) サービス提供困難時の対応</p> | <p>①利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 いる ・ いない</p> | |
| <p>(4) 受給資格等の確認</p> | <p>①サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 いる ・ いない</p> | |
| | <p>②被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。 いる ・ いない</p> | |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| (5) 要介護認定の申請に係る援助 | <p>①サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>②指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (6) 要介護認定の申請に係る援助 | <p>①サービスの提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (7) 指定居宅介護支援事業者等との連携 | <p>①サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>②サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | <p>①サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号いずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。</p> <p>また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|-------------------------|---|--|
| (9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | <p>① 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (10) 居宅サービス計画等の変更の援助 | <p>① 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。</p> | |
| (11) サービスの提供の記録 | <p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面（サービス利用票等）に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> | |
| | <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p> | |

| | | |
|------------|---|--|
| (12)利用料の受領 | <p>①法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護についての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、地域密着型サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の1割、2割又は3割（法令により給付率が9割、8割又は7割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>②法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定地域密着型通所介護に係る費用の額の間一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>(2) 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>(3) 指定地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。</p> | |
| | <p>③①②の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。</p> <p>(1) 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用</p> | |

| | | |
|------------------------|---|--|
| (12) 利用料の受領 | <p>の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>※保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> <p>※上記の(3)の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の定めによるものとします。</p> <p>※上記の(5)の費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）の定めによるものとします。</p> | |
| | <p>④③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>⑤サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (13) 保険給付の請求のための証明書の交付 | <p>①法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを受けた場合は提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| (14) 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針 | <p>① 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>② 自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (15) 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針 | <p>① 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>② 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>③ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された指定地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。</p> | |
| | <p>④ 従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含まれます。</p> | |
| | <p>⑤ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| <p>(15) 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針</p> | <p>⑥ 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。</p> <p>※ 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合には、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。</p> <p>(1) あらかじめ指定地域密着型通所介護計画に位置づけられていること。</p> <p>(2) 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p> | |
| | <p>⑦ 利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されます。</p> | |
| <p>(16) 地域密着型通所介護の計画の作成</p> | <p>① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。</p> | |

| | | |
|----------------------|---|--|
| (16) 地域密着型通所介護の計画の作成 | <p>②地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p> | |
| | <p>③管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※指定地域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、指定地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。</p> | |
| | <p>④管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※交付した地域密着型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。</p> | |
| | <p>⑤それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>⑥地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>⑦指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|------------------|---|--|
| (17)利用者に関する市への通知 | ①利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | ②利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (18) 緊急時等の対応 | ①現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (19)管理者の責務 | ①管理者は、従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | ②管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (20)運営規程 | ①事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 ※従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えありません。 (3) 営業日及び営業時間 ※8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定地域密着型通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。 例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定地域密着型通所介護事業所にあつては、当該指定地域密着型通所介護事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとする。こと。 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 ※「利用定員」とは、当該事業所において同時に指定地域 | |

| | | |
|----------------------|--|--|
| <p>(20) 運営規程</p> | <p>密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ※「指定地域密着型通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を記載してください。</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域 ※客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、指定地域密着型サービスである指定地域密着型通所介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項 ※利用者が指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指します。</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策 ※非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。） ※虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容を定めてください。</p> <p>(11) その他運営に関する重要事項</p> | |
| <p>(21) 勤務体制の確保等</p> | <p>①利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>②事業所ごとに、事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> </p> </p> | |

| | | |
|--------------|---|--|
| (21)勤務体制の確保等 | <p>※調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。</p> | |
| | <p>③従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※指定認知症対応型通所介護事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格等を有さない者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※認知症介護に係る基礎的な研修を受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は努力義務です。</p> | |
| | <p>④職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(21)勤務体制の確保等</p> | <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>(1)事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>(2)相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>(1)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>(2)被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>(3)被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p> | |
| <p>(22)業務継続計画の策定等</p> <p>※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p> | <p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> | |
| | <p>② 事業者は、地域密着型通所介護従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>(22)業務継続計画の策定等 ※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p> | <p>ん。</p> <p>※感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※研修の内容については記録してください。</p> <p>※感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> | |
| <p>(23)定員の遵守</p> | <p>①利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 いる ・ いない</p> <p>※災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p> | |
| <p>(24)非常災害対策</p> | <p>①非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 いる ・ いない</p> <p>※非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>関係機関への通報及び連携体制の整備とは火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を</p> | |

| | | |
|-------------------|--|--|
| <p>(24)非常災害対策</p> | <p>いいです。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定地域密着型通所介護においてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定地域密着型通所介護においては、防火管理について責任者を定めその者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p> | |
| | <p>②訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p> | |
| <p>(25)衛生管理等</p> | <p>①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>※空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p> <p>※特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p> | |
| | <p>※以下の項目については令和6年3月31日までは努力義務です。</p> <p>②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> | |

| | | |
|------------------|---|--|
| <p>(25)衛生管理等</p> | <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>①感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>②構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>①感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>②構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介</p> | |
|------------------|---|--|

| | | |
|------------|--|--|
| (25) 衛生管理等 | <p>護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>(1)新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>(2)研修の内容については記録してください。</p> <p>(3)厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>(4)発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>(5)訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> | |
| (26) 掲示 | <p>①事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 地域密着型通所介護従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であるため、地域密着型通所介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定地域密着型通所介護事業所内に備え付けることでも構いません。</p> | |
| (27) 秘密保持等 | <p>①従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>②従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| <p>(27) 秘密保持等</p> | <p>※従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p> <p>③サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があります。</p> <p>この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りります。</p> <p>④「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |
| <p>(28) 広告</p> | <p>①広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> | |
| <p>(29) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> | <p>①指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定居宅介護支援の公正中立性を確保するために利益供与を禁止しています。</p> | |
| <p>(30) 苦情処理</p> | <p>①提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者・家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p> | |

| | | |
|-----------|--|--|
| (30) 苦情処理 | <p>②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。</p> | |
| | <p>③市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>④市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>⑤利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | (31) 地域との連携等 | <p>①運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）について知見を有する者等により構成される協議会</p> |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>(31) 地域との連携等</p> | <p>※運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p> <p>※地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。</p> <p>※他の指定地域密着型通所介護サービス事業所を併設している場合は、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> | |
| | <p>②複数の事業所の合同開催の場合は、以下の要件を満たしていますか。</p> <p>(1)利用者等について匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること</p> <p>(2)同一の日常生活圏内に所在する事業所であること</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>③①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存してください。</p> | |
| | <p>④事業の運営に当たっては、地域住民または自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア</p> | |

| | | |
|---------------|---|--|
| (31) 地域との連携等 | <p>団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p> | |
| | <p>⑤提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※市が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含みます。</p> | |
| | <p>⑥事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行ってください。</p> | |
| (32) 事故発生時の対応 | <p>①サービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存してください。</p> | |
| | <p>③賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>④あらかじめ、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>⑤賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>⑥事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(32) 事故発生時の対応</p> | <p>⑦事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合も、必要な措置を講じ、記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| <p>(33) 虐待の防止 ※令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。</p> | <p>①虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>(1) 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>(2) 研修の内容については記録してください。</p> | |
| | <p>②虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(33) 虐待の防止 ※令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。</p> | <p>※虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>(1) 管理者を含む、幅広い職種により構成します。</p> <p>(2) 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするともに、定期的に開催してください。</p> <p>(3) 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>(4) テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>(5) 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>(6) 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p> | |
| | <p>③虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> | |
| <p>(34) 会計の区分</p> | <p>①事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発18号）」を参考にしてください。</p> | |
| <p>(35) 記録の整備</p> | <p>①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | <p>②利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 地域密着型通所介護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 利用者に関する市への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 カ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| <p>(36) 電磁的記録について</p> | <p>※サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）</p> <p>※電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法、または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。</p> <p>電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>※サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>(36) 電磁的記録について</p> | <p>※事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。</p> <p>ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。</p> <p>イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。</p> <p>※電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイドランス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> | |
| <p>第5 共生型地域密着型通所介護に関する基準 (1)従業員の員数及び管理者</p> | <p>①指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業員の員数は、共生型地域密着通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて、当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>②事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業所の管理上支障がない場合は、 ア 事業所内の他の職務 イ 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。</p> | |
| <p>(2)設備に関する基準</p> | <p>①指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮してください。</p> <p>※要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を仕切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは不要です。</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| (3) 技術的支援 | <p>①指定地域密着通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| (4) 運営に関する基準 | <p>※指定地域密着型通所介護を準用するため、そちらで確認してください。</p> | |
| (5) その他 | <p>①同じ場所においてサービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供（例えば午前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する、など。）していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>※多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取り組みは、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己表現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。</p> | |
| <p>第6療養型地域密着型通所介護に関する基準 (1)基本方針</p> | <p>①指定地域密着型療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>②指定地域密着型療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)等との密接な連携に努めていますか。</p> | |
| (2) 人員に関する基準 | <p>①指定地域密着型療養通所介護事業者が指定地域密着型療養通所介護事業所ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定地域密着型療養通所介護</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| (2) 人員に関する基準 | <p>の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上としていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>※指定地域密着型療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、利用者2人の場合は1.3人以上、3人の場合は2人以上、5人の場合は3.3人以上を確保する必要があります。このような体制が確保できるよう職員配置することとするなお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従すべき時間の割合を示したものである。</p> | |
| | <p>②療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事者としてしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※常勤の看護師は、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者を1人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保することも認められる。ただし、利用者がサービス提供にあたり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくありません。</p> <p>※療養通所介護計画に位置づけられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間が短い利用者（3時間以上6時間未満）と長い利用者（6時間以上8時間未満が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を1.5で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となります。</p> | |
| <p>③指定地域密着型療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該事業所の看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>イ 訪問看護ステーションなどの他の事業所、施設等が同一敷地内にある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他</p> | | |

| | | |
|--------------|--|--|
| (2) 人員に関する基準 | <p>の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。）</p> | |
| | <p>④指定地域密着型療養通所介護事業所の管理者は、看護師ですか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しないものに該当しないものでなければなりません。</p> | |
| | <p>⑤指定地域密着型療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者ですか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※管理者は、訪問看護に従事した経験のある者でなければなりません。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。</p> | |
| | <p>⑥指定地域密着型療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を18人以下としていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> | |
| (3) 設備に関する基準 | <p>①指定地域密着型療養通所介護事業所は、指定地域密着型療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※指定地域密着型療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは利用者の状態を勘案して判断されるものでありますが、利用者毎の部屋の設置を求めるものではありません。</p> | |
| | <p>②専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上としていますか。</p> | |

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>(3)設備に関する基準</p> | <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※専用の部屋の面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されている必要があります。</p> | |
| | <p>③①に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型療養通所介護の事業の用に供するものとしていますか。 ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※指定地域密着型療養通所介護を行う設備は専用でなければなりません。当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービスの提供に支障のない範囲で受け入れることが可能です。 ただし、この場合、利用者以外の者も利用者といなして人員及び設備の基準を満たさなければなりません。具体的には、利用者7人、利用者以外の者2人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて6人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに9人とみなされていることから、これを上限としなければなりません。</p> <p>※宿泊サービスについては指定地域密着型通所介護を準用します。</p> | |
| <p>(4)運営に関する基準</p> | <p>①サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 重要事項に関する規定の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 緊急時等の対応策（療養型） カ 主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制 | |

| | | |
|--|--|--|
| (4)運営に関する基準 | キ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 | |
| | ②体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。 いる ・ いない | |
| | ③指定地域密着型療養通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めていますか。 いる ・ いない ※指定地域密着型療養通所介護は、サービス提供に当たって常時看護師による観察を要する利用者を対象としていることから、当該利用者が引き続き当該指定地域密着型療養通所介護を利用することが適切かどうか、主治の医師を含めたサービス担当者会議において、適宜検討することが重要であり、そのため、当該事業者は、サービス提供等を通して得た利用者の心身の状態等必要な情報を当該利用者に係る居宅介護支援事業者に提供するよう努めなければならないことを定めたものです。 | |
| | ④指定地域密着型療養通所介護の提供に当たっては、療養地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない | |
| | ⑤療養通所介護従業者は、指定地域密着型療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 いる ・ いない ※「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものです。 | |
| ⑥指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 いる ・ いない | | |

| | | |
|-------------|---|--|
| (4)運営に関する基準 | <p>⑦利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※利用者の体調の変化等を指定療養通所介護におけるサービス内容に反映させることが重要であることから、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に図ってください。</p> | |
| | <p>⑧常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※指定地域密着型療養通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。</p> <p>ア あらかじめ療養通所介護計画に位置づけられていること。</p> <p>イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p> | |
| | <p>⑨管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が利用者ごとにその作成にあたることとしたものです。</p> | |
| | <p>⑩療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※居宅介護支援の指定基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型療養型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から療</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| (4)運営に関する基準 | <p>養通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該療養通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものです。</p> | |
| | <p>⑪療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ、作成されなければならないこととしたものです。</p> <p>なお、療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じて変更するものです。</p> | |
| | <p>⑫管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>⑬管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※療養通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければなりません。</p> <p>なお、交付した療養通所介護計画は、指定基準に基づき、5年間保存しなければなりません。</p> | |
| | <p>⑭療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※療養通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものです。</p> | |
| <p>⑮現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下「緊急時等の対応策」とい</p> | | |

| | | |
|-------------|--|--|
| (4)運営に関する基準 | う。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めていますか。 いる ・ いない ※緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその環境等を勘案して、あらかじめ個別具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者ごとに定めておかなければなりません。 | |
| | ⑩緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮していますか。 いる ・ いない | |
| | ⑪現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 いる ・ いない | |
| | ⑫利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行っていますか。 いる ・ いない | |
| | ⑬管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 いる ・ いない | |
| | ⑭管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行っていますか。 いる ・ いない | |
| | ⑮管理者は、指定地域密着型療養通所介護の提供に適切な環境を整備していますか。 いる ・ いない | |
| | ⑯管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。 いる ・ いない | |

| | | |
|--------------|--|--|
| (4) 運営に関する基準 | <p>⑳管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>㉑事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定療養通所介護の利用定員 (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日まで努力義務） (10) その他運営に関する重要事項</p> | |
| | <p>㉒利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>㉓緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>㉔緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>㉕安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下「委員会」という。)を設置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※指定療養通所介護は、医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、委員会において地域医療関係団体（地域の医師会等）に属する者を</p> | |

| | | |
|--------------|--|--|
| (4) 運営に関する基準 | <p>委員とすることとしている。このほか、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、指定地域密着型療養通所介護の安全かつ適切サービスの提供を確保するために必要と認められる者によって構成されるものである。</p> | |
| | <p>⑳ おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。</p> | |
| | <p>㉑ ⑳の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| 第7変更の届出 | <p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内に吉川市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |
| | <p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日を吉川市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> | |

| | | |
|--------------------|--|--|
| (2)介護サービス情報の報告及び公表 | ②報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる ・ いない | |
|--------------------|--|--|